

【要介護1～5の方 介護保険の法定利用料及び利用申込者の負担概算】

(1) 身体介護

	単位数	23区の訪問 介護料金	利用者負担金 (1割負担)	利用者負担金 (2割負担)	利用者負担金 (3割負担)
20分未満	163単位	1,858円	185円	371円	557円
20分以上30分未満	244単位	2,781円	278円	556円	834円
30分以上1時間未満	387単位	4,411円	441円	882円	1,323円
1時間以上1時間半未満	567単位	6,463円	646円	1,292円	1,938円

※上記の身体介護に引き続き身体介護を30分以上行った場合は、30分を増すごとに82単位を加算いたします。

(2) 生活援助

	単位数	23区の訪問 介護料金	利用者負担金 (1割負担)	利用者負担金 (2割負担)	利用者負担金 (3割負担)
20分以上45分未満	179単位	2,040円	204円	408円	612円
45分以上	220単位	2,508円	250円	501円	752円

※身体介護に引き続き生活援助を行った場合は、所要時間20分から起算して25分を増すごとに+65単位(195単位を限度)

(3) 加算料金

〈初回加算〉新規に訪問介護計画を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。200単位/月加算 利用者負担金/228円(1割負担)・456円(2割負担)・684円(3割負担)

〈緊急時訪問介護加算〉利用申込者や家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーとの連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又は訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

100単位/回加算

利用者負担金/114円(1割負担)・228円(2割負担)・342円(3割負担)

〈処遇改善加算Ⅱ〉介護職員の賃金の改善等実施している事業所に対して所定の単価数。

224/1000に相当する単位数分を算定。

(4) 減算料金

〈高齢者虐待防止措置未実施減算〉虐待防止のための委員会開催、指針の整備、研修の実施、担当者の指定などが高齢者虐待防止措置として具体的に実施すべきことを実施していない場合。

基準型(減算無し)

時間外料金

通常的时间帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6時から 午前 8時まで	午後 6時から 午後10時まで	午後10時から 午前 6時まで
割 合	25%	25%	50%

- ・ 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として訪問介護料金(料金表)の自己負担金(1割・2割・3割)です。ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は、全額自己負担になります。
- ・ やむを得ない事情で、かつ、利用者の方の同意を得て2人で訪問した場合、2人分の料金となります。
- ・ 利用申込者都合により、指定の日時までキャンセルの連絡が無くキャンセルとなった場合は、訪問介護料の1割に相当する額をご負担いただきます。

◆介護保険外の利用料

(1) 交通費〔通常の訪問介護地域(中野区・練馬区)以外への訪問〕

事業所の実施区域を越える地点から、片道1キロメートルごとに100円、別途消費税がかかります。

(2) 介護保険支給限度額を超える訪問介護利用料は全額自己負担となり、金額は介護保険単価に準じます。 1単位 11.4円

【介護予防・日常生活支援総合事業 介護保険の法定利用料及び利用者の負担概算】

【1割負担の場合】 (1) 予防訪問介護料金

	単位数	予防訪問介護料金	利用者負担金
週1回程度利用	1,176単位	13,406円	1,341円
週2回程度利用	2,349単位	26,778円	2,678円
週3回程度利用	3,727単位	42,487円	4,249円

【2割負担の場合】 (1) 予防訪問介護料金

	単位数	予防訪問介護料金	利用者負担金
週1回程度利用	1,176単位	13,406円	2,682円
週2回程度利用	2,349単位	26,778円	5,356円
週3回程度利用	3,727単位	42,487円	8,498円

【3割負担の場合】 (1) 予防訪問介護料金

	単位数	予防訪問介護料金	利用者負担金
週1回程度利用	1,176単位	13,406円	4,022円
週2回程度利用	2,349単位	26,778円	8,034円
週3回程度利用	3,727単位	42,487円	12,747円

(1) 加算料金

〈初回加算〉

- ・ 新規に訪問介護計画書を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。200単位/月

利用者負担金/ 228円(1割負担)・456円(2割負担)・654円(3割負担)
〈処遇改善加算(Ⅱ)〉

- ・介護職員の賃金の改善等実施している事業所に対して所定の単価数。
224/1000に相当する単位数分を算定。

(2) 減算料金

〈高齢者虐待防止措置未実施減算〉

- ・虐待防止のための委員会開催、指針の整備、研修の実施、担当者の指定など高齢者虐待防止措置として具体的に実施すべきことを実施していない場合。
基準型(減算無し)

◆介護保険外の利用料

(1) 交通費〈通常の訪問介護地域(中野区・練馬区)以外への訪問〉

事業所の実施区域を越える地点から、片道1キロメートルごとに100円、別途諸費税がかかります。

(2) 介護保険支給限度額を超える訪問介護利用料は全額自己負担となり、金額は介護保険単価に準じます。 1単位 11.4円

【介護保険外(自費)サービス】

(1) 自費サービス内容

- * 病院内などでの待ち時間、診察時間などの同行
- * デパートや美容院などの付き添い、同行
- * 介護保険外での通院介助と合わせての買い物の付き添い、同行
- * その他、介護保険では適用できない生活面に關わる援助など

(2) 利用料金

初回登録料 2,000円(税込み)

※最終ご利用日から1年以上ご利用がない場合は、再度登録料をいただきます。

15分以内	700円(税込み)
30分以内	1,300円(税込み)
31分以上60分以内	2,500円(税込み)
61分以上30分増すごとに	1,200円(税込み)追加

割増料金 早朝・夜間帯(6:00~8:00及び18:00~22:00)は25%増し
深夜帯(22:00~6:00)は50%増し

(3) キャンセル料

利用者の都合で予約されたサービスをキャンセルする場合は、サービス利用の前日17時までには当事業所までご連絡ください。前日の17時以降や当日のキャンセルにつきましては、1,200円(30分の料金)をいただきます。

(利用日が月曜日の場合は土曜日の17時までには連絡をお願いします。)

(4) その他、自費サービス利用にかかる実費負担額

- ① 自費サービス実施地域外で従業者がお伺いした場合、事業所から片道1km毎に100円の交通費をご負担いただきます。
- ② 自費サービス実施中の交通費(通院、買い物等の際に公共交通機関を使用した場合)を実費負担いただきます。
- ③ 自費サービス実施中の公共施設の利用料を実費負担いただきます。